

兵庫県南部地震における動物保護の要望書

内閣総理大臣 殿
総理府内閣官房管理室室長 殿

平成7（1995）年1月19日

この度の痛ましい大災害につきまして、被災者の方々に心からお見舞い申し上げるとともに、一刻も早く復旧がなされることを念じ、私どももできる限りの支援を行いたいと思います。

被災者の中には家族の一員として犬や猫を養っている方々もたくさんおります。雲仙普賢岳噴火の被災時でもそうであったように、多くの動物たちが飼い主からはぐれ、あるいはやむなく置き去りにされ、飢えて死んでいくおそれがあります。また多くのものを失った被災者の方々が、その上に、かけがえない心の慰めであり友である動物をも失うことは、精神的に大きなダメージとなります。

すでに当会にも動物たちの状況を案ずる問い合わせや支援の申し出が、国内はもとより海外からも多数寄せられています。私どもは行政がこのような各方面の多数の人々の善意を汲み上げ、生かして下さることを切望します。そのために、以下のような動物をも含む災害救護の施策を緊急に関係各機関に働きかけていただきたく、要望致します。

- 1、行政の中に、国内外からの動物保護のための義援金や人的支援、物的支援（餌、ケージ、医薬品など）を受け入れる窓口を設けること。
- 2、上記1を運用して、下記の施策を実行すること。
 - (1) 被災者の仮設住宅の建設の際、動物も収容できる棟を別途建設すること。
 - (2) 上記3が不可能な場合でも、飼い主の仮設住宅の近くに動物収容舎を設け、飼い主が世話をできるようにすること。
 - (3) 飼い主からはぐれた家庭動物については、災害時特別措置として、動物を一定期間保護をして、飼い主探しを呼び掛けること。犬については、狂犬病予防法による3日間の保護期間を、特別措置として相同期間延長すること。
 - (4) 上記5の場合、一定期間が経過しても飼い主が現れない場合、民間の有志や動物保護団体との協力のもと里親探しを行うこと。
 - (5) 動物園、畜舎等の多数の動物が収容されている施設については、毎日水と食べ物の供給を行うこと。

各国ではこのような災害時を予想して、動物救護のシステムがマニュアル化されているとも聞きます。今回、上記のような行政措置を取っていただけるなら、動物保護行政の先駆的な一例となり、歴史に残る画期的な事業として高く評価されることは疑いのないところです。これらの施策を採用して頂けるなら、当会としても広く会員および国内外の有志に働きかけ、金銭的および人的支援をよびかけ、できるだけの協力を致します。是非ともご検討下さるようお願い申し上げます。

〒113 東京都文京区千駄木1-20-4
Tel. 03-3827-1596 Fax. 03-3827-5100
J A V A事務局

